

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

第2条 名称は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当メニューに関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

(部会長等)

第3条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織し、部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(補則)

第4条 この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

別表

役 職 名	所 属 ・ 職 名
部 会 長	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員長 (長浜旅館飲食協同組合)
委 員	公益社団法人長浜観光協会
委 員	滋賀県湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)
委 員	長浜市健康福祉部健康推進課
委 員	長浜市産業観光部文化観光課
委 員	滋賀県調理短期大学校
委 員	北びわこ農業協同組合
委 員	レーク伊吹農業協同組合
委 員	滋賀の食事文化研究会